(二)　変更前の卸売の業務を行う者に係る事項
1
(1)　卸売の業務を行う者の名称　船橋水産株式会社
(2)　卸売の業務を行う市場　船橋市中央卸売市場
(3)　取扱品目の部類　水産物部
(4)　許可の年月日　昭和四十七年六月十五日
2
(1)　卸売の業務を行う者の名称　船橋中央魚類株式会社
(2)　卸売の業務を行う市場　船橋市中央卸売市場
(3)　取扱品目の部類　水産物部
(4)　許可の年月日　昭和四十七年六月十五日
二
(一)　変更後の卸売の業務を行う者に係る事項
(1)　地位を承継する卸売業者の名称　東京北魚株式会社
(2)　地位を承継される卸売業者の名称　中央魚類株式会社
(3)　卸売の業務を行う市場　東京都中央卸売市場足立市場
(4)　取扱品目の部類　水産物部
(5)　事業の譲渡し及び譲受けの年月日　平成二十四年四月一日
(二)　変更前の卸売の業務を行う者に係る事項
1
(1)　卸売の業務を行う者の名称　東京北魚株式会社
(2)　卸売の業務を行う市場　東京都中央卸売市場足立市場
(3)　取扱品目の部類　水産物部
(4)　許可の年月日　昭和二十六年十二月一日
2
(1)　卸売の業務を行う者の名称　中央魚類株式会社
(2)　卸売の業務を行う市場　東京都中央卸売市場足立市場
(3)　取扱品目の部類　水産物部
(4)　許可の年月日　昭和二十七年七月五日

○農林水産省告示第八百六十七号

中央卸売市場の開設の認可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　開設者　秋田市
変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
秋田市中央卸売市場　秋田市外旭川字待合二十八番地　花き
変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
秋田市中央卸売市場　秋田市外旭川字待合二十八番地　野菜及び果実並びにこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
花き

変更年月日　平成二十四年四月一日

二　開設者　岡山市
変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
岡山市中央卸売市場　岡山市市場一丁目一番地　野菜及び果実並びにこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
岡山市中央卸売市場　岡山市市場一丁目一番地　野菜及び果実並びにこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
花き

変更年月日　平成二十四年四月一日

三　開設者　宮崎市
変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
宮崎市中央卸売市場　宮崎市新別府町雀田一一八五番地　野菜及び果実並びにこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目
市場の名称　位置　取扱品目
宮崎市中央卸売市場　宮崎市新別府町雀田一一八五番地　野菜及び果実並びにこれらの加工品
生鮮水産物及びその加工品
花き

変更年月日　平成二十四年四月一日

○農林水産省告示第八百六十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第三項の規定に基づき、平成二十三年四月二十五日農林水産省告示第八百四十四号（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件）を次のように変更したので、同法第五条の二第五項の規定に基づき公表する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第1の1の(1)中ウからオまでを次のように改める。
ウ　トラクター直線作業補助装置
エ　中山間地域対応型栽培管理ビークル
オ　送風補助式静電防除機
第1の1の(1)に次のように加える。
カ　茶栽培用資材被覆・除去装置
第1の1の(2)中ウを次のように改める。
ウ　高能率水田用除草装置
第1の2の(1)中ウからオまでを次のように改める。
ウ　トラクター直線作業補助装置
トラクターの直線作業の補助装置による高精度化
エ　中山間地域対応型栽培管理ビークル
作業者による傾斜地、小区画ほ場における栽培管理の省力化
オ　送風補助式静電防除機
施設内において送風補助を用いた薬剤散布による高精度な自動防除
第1の2の(1)に次のように加える。
カ　茶栽培用資材被覆・除去装置
作業機による効率的な遮光資材の被覆・除去
第1の2の(2)中ウを次のように改める。
ウ　高能率水田用除草装置
作業者の前方等に装着する作業機による高能率かつ高精度な除草

○農林水産省告示第八百六十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十四年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）
農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）
スピードスプレヤー
コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）